

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があるので、同条第12項の規定に基づき公表する。

令和元年12月17日

秋田県監査委員 小松 隆明
秋田県監査委員 三浦 茂人
秋田県監査委員 高橋 洋樹
秋田県監査委員 川村 和夫
財 一 174
令和元年11月8日

秋田県監査委員 小松 隆明
秋田県監査委員 三浦 茂人 様
秋田県監査委員 高橋 洋樹
秋田県監査委員 川村 和夫

秋田県知事 佐竹 敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和元年10月8日付け監委-391で報告のあったことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	令和元年8月28日
(指摘事項)			
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
未収金については、その縮減に向け努力しているところであります。令和元年9月末現在の過年度（平成29年度以前）及び平成30年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、11.4%、130,071,942円減の1,010,279,947円となっております。			
今後もコンビニ納税や口座振替納税、クレジットカード納税を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止するよう努めてまいります。			
また、滞納となった事案については滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の厳正な処分の執行により、県税の累積滞納額の縮減に努めていくほか、未納額の約8割を占める個人県民税については、秋田県地方税滞納整理機構及び市町村との連携を強化し、未収金の縮減を図ってまいります。			
また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るために、県及び市町村の徴収職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。			
監査課所名	国際課	監査年月日	令和元年8月22日
(指摘事項)			
海外事務所職員派遣助成金収入において、収入年度を誤っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
収入事務については、今後、秋田県財務規則等の遵守を改めて職員に徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	地域・家庭福祉課	監査年月日	令和元年8月27日
(指摘事項)			
母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
平成30年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金24,876,923円については、令和元年9月末までに一部納付を含め1,933,795円を回収しております。			
また、過年度未収金168,905,358円については、令和元年9月末までに8,363,197円を回収しております。			

債権管理においては、担当者会議等を通じた意識強化や情報共有に努めながら、児童相談所、福祉事務所及び市町村と連携し、債権回収に取り組んでおり、未収金発生時には、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による納付指導を行うなど、個別の状況に対応した納付指導や償還計画の見直しなどを実施しています。

なお、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っているところです。

今後も、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明等を繰り返し行い、償還意識の確認や向上等により一層努めていくほか、債権回収強化月間を設けるなど、未納金納入の働きかけを集中的に実施し、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	令和元年8月27日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費負担金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金423,990円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っております。

過年度未収金4,652,582円については、令和元年9月末までに13,500円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	令和元年8月27日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金については、平成30年度に新たに発生した702,000円を含め1,963,618円となっておりますが、一部納付を含め令和元年9月末までに60,000円を回収しております。

今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

また、公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金72,227,432円については、令和元年9月末までに222,525円を回収しております。

平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。

今後とも債権管理を行い、回収に努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課医師確保対策室	監査年月日	令和元年8月27日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金5,147,600円については、債務者への面会や電話等により働きかけを行い、令和元年9月末までに120,000円を回収しております。

今後とも、債務者への電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めています。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	令和元年8月26日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

能代市の産廃処理場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施

を図り、新たに発生する行政代執行費用の縮減に努めてまいります。

また、過年度未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。

監査課所名	農林政策課	監査年月日	令和元年8月21日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

新エネルギー活用型周年農業実証事業補助金の返還金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

新エネルギー活用型周年農業実証事業補助金の返還金に係る過年度未収金2,732,725円については、令和元年9月末までに600,000円を回収しております。

今後も、定期的な面談により、計画的な回収に努めてまいります。

また、交通事故示談金に係る過年度未収金227,000円については、平成29年3月2日に受理した誓約書に基づき、令和元年9月末までに40,000円を回収しております。

引き続き、電話、文書及び訪問による督促を実施し、回収に努めてまいります。

監査課所名	農業経済課	監査年月日	令和元年8月21日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した林業・木材産業改善資金の未収金4,627,740円については、主債務者や主債務者の相続人に対して面談等により督励しており、今後回収に努めてまいります。

また、過年度未収金40,734,616円（林業・木材産業改善資金32,654,462円、農業改良資金8,080,154円）については、一部納付を含め、令和元年9月末までに253,000円（林業・木材産業改善資金60,000円、農業改良資金193,000円）を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	園芸振興課	監査年月日	令和元年8月21日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

天然ガス供給停止に伴う損害賠償金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

天然ガス供給停止に伴う損害賠償金に係る未収金については、現在債務者の破産手続きが進められており、その推移を踏まえながら適切な債権管理に努めてまいります。

監査課所名	産業政策課	監査年月日	令和元年8月29日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した未収金16,480,000円については、債務者に対して継続的な訪問督促を行い、令和元年9月末までに270,000円を回収しております。

また、債務者からは、直近の決算書を微し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,910,924,801円については、一部納付を含め、令和元年9月末までに10,600,400円を回収しております。

今後とも、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。

なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

監査課所名	産業集積課	監査年月日	令和元年8月29日
(指摘事項)			
工業団地開発事業の財産貸付収入に係る過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			

過年度未収金3,461,099円についてであります、今後とも債務者に対して定期的な電話、文書、面談、訪問等を行い、納付計画に遅れが生じないよう回収に一層努めてまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	令和元年8月23日
(指摘事項)			
港湾施設内にあった油送施設撤去のための行政代執行費用に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			

行政代執行の過年度未収金14,235,500円につきましては、債務者が所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っております。

今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	令和元年8月23日
(指摘事項)			
県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			

未収金については、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどしております。

併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。

なお、平成30年度新たに発生した県営住宅使用料の未収金2,083,400円については、令和元年9月末までに累計292,300円回収しております。

また、過年度未収金15,894,182円については、令和元年9月末までに860,700円回収しております。

(指摘事項)

南ヶ丘ニュータウン暗渠排水施設清掃業務契約において、競争入札により契約相手方を決定すべきであるにもかかわらず、複数の者からの見積書徵取による随意契約としているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

契約事務については、内部のチェック体制を強化し、適切な契約を行うよう職員に改めて徹底しました。

今後は、秋田県財務規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	財産活用課	監査年月日	令和元年8月20日
(指摘事項)			
土地貸付収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			

平成30年度に新たに発生した土地貸付収入に係る未収金79,182円及び過年度未収金1,335,347円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っており、令和元年9月末までに30,000円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、未収金の早期回収及び新たな発生の防止に一層努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	令和元年7月26日
(指摘事項)			
母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和元年7月26日
(指摘事項)			
県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
平成30年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金160,600円については、令和元年9月末までに24,600円を回収しております。			
今後も、引き続き督促し債権の回収に努めてまいります。			
また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。			
監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和元年8月1日
(指摘事項)			
生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
平成30年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金4,768,713円については、令和元年9月末までに一部納付を含め123,365円を回収しております。			
また、過年度未収金20,906,463円については、令和元年9月末までに一部納付を含め529,348円を回収しております。			
今後とも被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	令和元年8月1日
(指摘事項)			
県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
平成30年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金227,500円については、令和元年9月末までに一部についても回収できていません。			
また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。			
過年度未収金1,078,100円については、令和元年9月末までに20,000円を回収しております。			
今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書の作成や、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。			
監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和元年8月2日

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金8,500,610円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和元年9月末までに599,360円を回収しております。

また、過年度未収金48,422,910円については、令和元年9月末までに1,925,338円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和元年8月2日
-------	--------------	-------	----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金1,480,000円については、令和元年9月末までに211,000円を回収しております。

今後も、引き続き督促し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生予防策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

過年度未収金12,788,382円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により令和元年9月末までに688,700円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

監査課所名	仙北地域振興局（建設部）	監査年月日	令和元年7月29日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

県単庁舎公舎維持修繕工事契約において、競争入札により契約すべきであるにもかかわらず、随意契約を行っているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

県単庁舎公舎維持修繕工事契約については、突発的に発生した修繕などにおいても、不具合による施設への影響、緊急性、修繕予算等について、関係各所と十分精査検討の上、競争入札を原則として発注を行うことにするなど、地方自治法施行令及び秋田県財務規則に基づき事務処理を行うことを改めて職員に徹底しました。

今後は適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和元年7月29日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金7,353,966円については、令和元年9月末までに一部納付を含め643,917円を回収しております。

また、過年度未収金69,228,875円については、令和元年9月末までに一部納付を含め4,990,860円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	令和元年7月29日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金215,300円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問、呼出面談による働きかけを行い、令和元年9月末までに56,700円を回収しております。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

過年度未収金1,195,500円については、令和元年9月末までに一部納付を含め122,000円を回収しております。

今後も、生活保護等の特段の事情がある者を除き納入誓約書により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなど未収金の回収に一層努めてまいります。

監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	令和元年8月2日
-------	---------	-------	----------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、令和元年9月末現在の過年度（平成29年度以前）及び平成30年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、11.4%、130,071,942円減の1,010,279,947円となっております。

今後もコンビニ納税や口座振替納税のほか、クレジットカード納税を広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止するとともに、滞納となった事案については滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の厳正な処分の執行により、県税の累積滞納額の縮減に努めてまいります。

未納額の約8割を占める個人県民税については、秋田県地方税滞納整理機構との連携推進により市町村との情報交換や共同文書催告などの取組を強化し、未収金の縮減を図ってまいります。

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	令和元年7月4日
-------	--------	-------	----------

(指摘事項)

児童保護費に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した児童保護費に係る未収金437,630円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和元年9月末までに31,300円を回収しております。

また、過年度未収金1,956,150円については、令和元年9月末までに171,340円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	令和元年6月26日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金1,686,806円については、令和元年9月末までに68,600円を回収しております。

また、過年度未収金15,511,795円については、令和元年9月末までに139,600円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権管理を行ってまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成31年4月17日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成30年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金1,210,270円については、令和元年9月末までに一部納付を含め63,400円を回収しております。

また、過年度未収金4,636,040円については、令和元年9月末までに一部納付を含め43,595円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権管理を行ってまいります。

監査課所名	千秋学園	監査年月日	令和元年5月29日
-------	------	-------	-----------

(指摘事項)

委託契約において、正規の手続で契約締結する前に受託業者に作業を行わせているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

委託業務契約事務に際しては、組織的なチェック体制を強化するとともに、財務規則等に添った手続きを行うよう職員に改めて徹底しました。

今後は、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	農業試験場	監査年月日	令和元年6月26日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

生産物売払収入及び県庁舎入居団体費用収入において、収入年度を誤っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

収入年度の誤りについては、地方自治法施行令に基づく会計年度所属区分を改めて職員に徹底することにより、定められた時期に調定及び納入通知書を発行するなど、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)

農業試験場参観デーの出店者に対する実費徴収額の調定において、歳入科目を県庁舎入居団体費用収入とすべきところを、行政財産目的外使用料としているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

歳入科目の誤りについては、徴収する事由を十分確認した上で歳入科目を決定することを職員に改めて徹底しております。

今後は、決裁までのチェック体制を強化し、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	花き種苗センター	監査年月日	令和元年6月27日
-------	----------	-------	-----------

(指摘事項)

天然ガス供給停止に伴う損害賠償金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

天然ガス供給停止に伴う損害賠償金に係る未収金については、現在債務者の破産手続きが進められており、その推移を踏まえながら適切な債権管理に努めてまいります。

監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成31年4月24日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

委託契約等において、正規の手続で契約締結する前に受託業者に作業を行わせているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

契約事務については、内部のチェック体制を強化し、適切な契約を行うよう職員に改めて徹底しました。

今後は、秋田県財務規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

令和元年12月17日

秋田県監査委員 小 松 隆 明
秋田県監査委員 三 浦 茂 人
秋田県監査委員 高 橋 洋 樹
秋田県監査委員 川 村 和 夫
教総 一 1588
令和元年10月18日

秋田県監査委員 小 松 隆 明 様
秋田県監査委員 三 浦 茂 人 様
秋田県監査委員 高 橋 洋 樹 様
秋田県監査委員 川 村 和 夫 様

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和元年10月8日付け監委-391で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	教育庁総務課施設整備室	監査年月日	令和元年9月2日
(指摘事項)			
委託契約において、予定価格を定めていないものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との業務委託契約に係る委託料については、同協会発行の「業務報酬基準額運用基準」を基に算出しており、予定価格を定めていなかったものであります。			
今後、契約締結に当たっては予定価格を定め、適切に処理してまいります。			
監査課所名	生涯学習課	監査年月日	令和元年9月2日
(指摘事項)			
県庁舎入居団体費用収入において、収入年度を誤っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
今後は法令に基づき、納入通知書の発行年月日が属する年度を収入の年度とともに、課内での情報共有を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	横手清陵学院高等学校	監査年月日	令和元年7月1日
(指摘事項)			
委託契約において、正規の手続で契約締結する前に受託業者に作業を行わせているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
全事務職員で委託業務手順を再確認し、財務規則に基づき適切に事務処理を行うよう周知徹底を行いました。			
今後は、業務進捗状況を職員間で共有するとともに、複数の職員による組織的なチェック体制を確立することにより、適切な事務処理に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

令和元年12月17日

秋田県監査委員 小 松 隆 明
秋田県監査委員 三 浦 茂 人
秋田県監査委員 高 橋 洋 樹
秋田県監査委員 川 村 和 夫
秋公委會第1号
令和元年10月16日

秋田県監査委員様

秋田県公安委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和元年10月8日付け監委ー391をもって報告のありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	令和元年8月27日
(指摘事項)			
放置違反金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
平成30年度に発生した放置違反金に係る未収金は、1件17,000円でありましたが、令和元年9月末までに全部を回収しております。			
今後も、訪問や文書による催促及び財産の差押えを実施し未収金の早期徴収に努めるほか、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。			